

この加美町森林整備計画書は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第十条の六第 3 項の規定に基づき、次のとおり変更する。

なお、この計画は、令和 7 年 4 月 1 8 日から適用する。

第一次変更計画のあらまし

- 一部ゾーニング（公益的機能別施業森林等）の見直しに伴い、計画の変更を行っています。
- 森林面積の異動等により、「Ⅰ 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項」 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」 「Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項」等について変更しています。